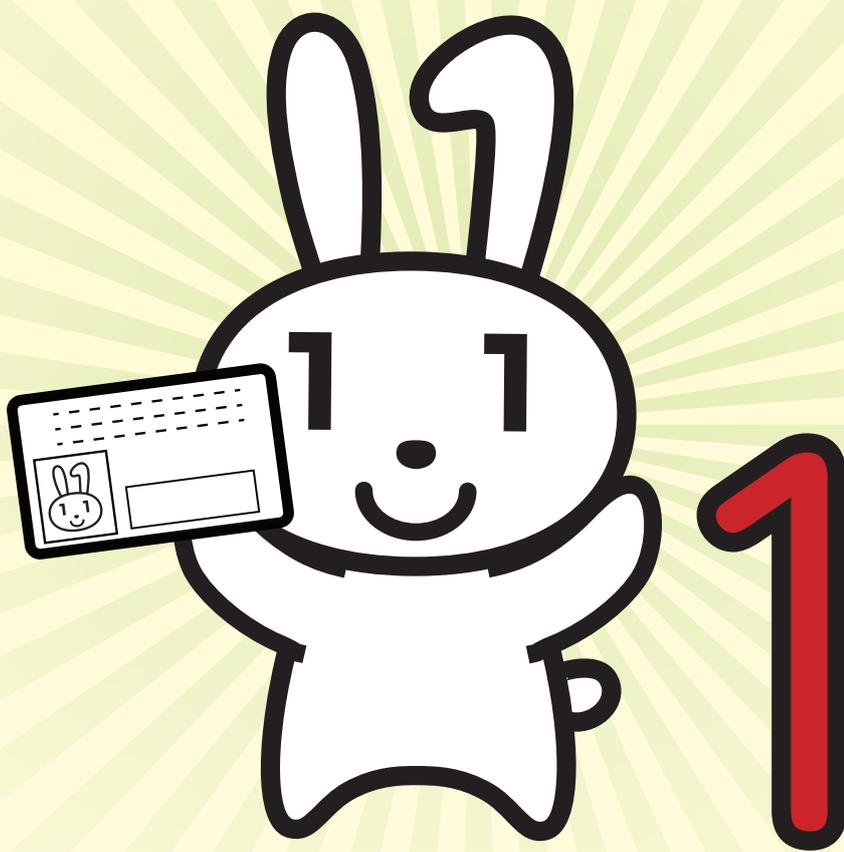


保存版

マイナンバーカード ガイドブック



 大阪市

令和5年10月作成



マイナンバーカードとは

●おもて



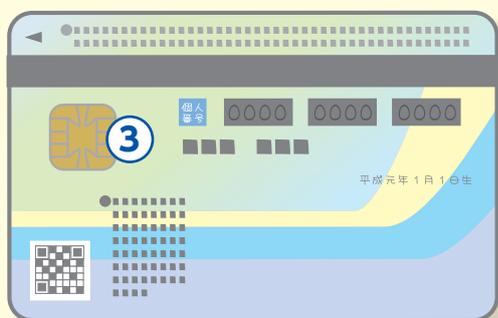
「マイナンバーカード」は、「個人番号カード」ともいいます。

顔写真つき本人確認書類とする場合、おもて面を提示。

専用カードケースは、①性別、②臓器提供の意思表示が隠れるように作られています。

マイナンバーカードの③ICチップには券面に記載されている個人情報しか記録されていないので、ご安心ください。

●うら



●有効期限

- ・日本国籍、外国籍で在留資格が永住者及び特別永住者の方

	成人	未成年
マイナンバーカード	10回目の誕生日	5回目の誕生日
電子証明書	5回目の誕生日	5回目の誕生日

※15歳未満の方は署名用電子証明書は原則発行できません。

※有効期限3ヶ月前から更新手続きできます。

- ・外国籍の方

マイナンバーカード	カード発行日から 在留期間満了の日
電子証明書	

※在留資格や在留期間に変更があった場合、新しい在留カードとマイナンバーカードを持って、マイナンバーカードの期限までにお住いの区の区役所窓口までお越しください。

暗証番号

● 署名用電子証明書用（6～16文字、大文字英数字）

e-Tax（確定申告）など、インターネットで電子文書を作成・送信する際に使用。

e-Tax(確定申告)

URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax

検索



● 利用者証明用電子証明書用（数字4桁）

コンビニ交付サービスを利用して証明書を取得する際やマイナポータルへのログインなど、利用者が本人であることを証明する際に使用。

証明書コンビニ交付サービス

URL : <https://www.lg-waps.go.jp>

証明書コンビニ交付

検索



マイナポータル

URL : <https://myna.go.jp>

マイナポータル

検索



● 住民基本台帳事務用（数字4桁）

引っ越しや名前が変わった際にお住いの区役所窓口で IC チップ記録内容を変更する際や、区役所窓口でマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を発行する際などに使用。

● 券面事項入力補助用（数字4桁）

マイナンバーや住所、氏名、生年月日、性別の4情報を電子申請画面に転記させる際に使用。

取扱い・注意事項

マイナンバーカードに強い力をかけたり、折り曲げると破損するおそれがあります。

また、強い磁気を発する物に近づけると、同様に破損するおそれがあります。

マイナンバーカードの再発行には手数料が必要となりますので、保管する場合にはご注意ください。



コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている「キオスク端末（マルチコピー機）」から証明書を取得いただけます。

利用できる方

- ・大阪市に住民登録がある方、大阪市に本籍地のある方
- ・15歳以上の方

利用時間

午前6時30分～午後11時まで
土日祝日も利用できる。

（年末年始及びシステムメンテナンス日を除く）

詳しくはコチラ

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431639.html>



大阪市 コンビニ交付 休止日 検索

区役所が
開庁している
土日祝日も
取得できる!



利用可能店舗（一部抜粋）

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・イオン
- ・KOHYO など

キオスク端末（マルチコピー機）
設置店舗

大阪市外の
店舗でも
利用可能



窓口より安い!
コンビニ手数料
100円OFF!

※戸籍証明は窓口
手数料と同額



取得できる証明書・手数料

証明書の種類	手数料	注意事項
住民票の写し 住民票記載事項証明書	200円 / 通	本人を含む同一世帯のいずれかの方の分または世帯全員分を取得できます。 除票については、取得できません。 本籍や筆頭者の氏名※および世帯主の氏名や世帯主との続柄、個人番号の記載の有無は選択できますが、 区内転居等の履歴については記載することができません。 ※住民票記載事項証明書には、筆頭者の氏名は記載されません。
印鑑登録証明書	200円 / 通	本人の分のみ取得できます。
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円 / 通	大阪市内に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。 除籍や改製原戸籍については、取得できません。
戸籍の附票の写し	200円 / 通	大阪市内に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。 除票については、取得できません。
課税(所得)証明書	200円 / 年度	所得情報を把握している方について、5年間分を本人分のみ取得できます。ただし、税の申告をされていない方など、取得できない場合があります。(注1)
納税証明書	200円 / 年度・税目	個人市・府民税および固定資産税(土地・家屋分)の納税証明書を5年間分を本人分のみ取得できます。 いずれも個人の方の分に限りです。(注1)
固定資産(土地・家屋)評価(公課)証明書	200円 / 件	1区内に土地を1筆1画地または家屋を1個のみ所有されている資産について、2年間分を本人分のみ取得できます。 いずれも個人の方の分に限りです。(注1)(注2)

(注1) 税に関する証明書は、大阪市民ではない方や税の申告をされていない方など、取得できない場合があります。

(注2) 固定資産評価(公課)証明書は、1区内に土地を1筆1画地のみ、または、家屋を1個のみ所有されている本人分の土地または家屋に限りです。

- 戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの取得について、本籍地が大阪市以外の方は、こちらよりご確認ください。

J-LISコンビニ交付ページ

URL : <https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



本籍地の戸籍証明書

検索

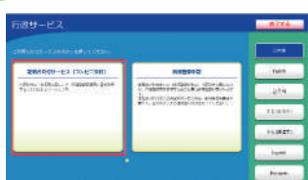
コンビニ交付の操作手順

「行政サービス」
を選択

コンビニエンスストア等にて、証明書を取得する方法をご紹介します。

まず最初に、店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

1 メニュー選択



証明書交付サービスを選択します。（キオスク端末により画面表示が異なります。）

2 マイナンバーカードの読み取り



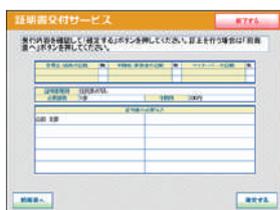
所定のカード置場にマイナンバーカードをセットします。

3 証明書交付市町村の選択



証明書を交付する市区町村を選択します。

6 発行内容確認



これまで入力した内容の最終確認を行います。

5 証明書の種別選択



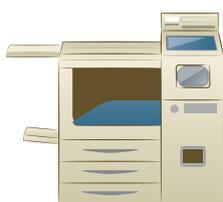
取得可能な一覧から、取りたい証明書を選択します。

4 暗証番号の入力



マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号を入力し、本人確認を行います。

7 証明書印刷



証明書が必要部数印刷されます。

必要なもの

・マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号を入力します。
マイナンバーカードの申請方法については大阪市ホームページ「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法について」をご覧ください。
※通知カードではコンビニ交付サービスはご利用いただけません。

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

大阪市 マイナンバーカード申請方法

検索



【注意事項】

※印刷終了後、確認に使用したマイナンバーカード、印刷した証明書、領収書等、お取り忘れのないよう、ご注意ください。

よくある質問



Q 暗証番号がわからなくなった、ロックされた。

A 利用者証明用電子証明書用暗証番号は 3 回連続で間違えると、ロックがかかりコンビニ交付サービスが利用できなくなります。住民登録地の区役所で暗証番号の再設定を行ってください。
署名用電子証明書用暗証番号は、5 回連続で間違えるとロックがかかります。ただし、利用者証明用電子証明書用暗証番号（数字 4 桁）がわかっている場合は、一部のキオスク端末（マルチコピー機）等から暗証番号を初期化・再設定が行えます。

公的個人認証サービス

URL : <https://www.jpki.go.jp/procedure/index.html>

公的個人認証 パスワードロック 検索



Q 更新通知が届いたが、どうすればいいか。

A 電子証明書の更新の手続きについては、有効期限通知書とマイナンバーカードをお持ちいただき有効期限までに住民登録地の区役所窓口にて手続きをお願いします。
マイナンバーカードの更新については、同封されているマイナンバーカード申請書をご利用ください。

Q いつから更新できるの？

A 3ヶ月前から承っております。更新時期になりましたら、有効期限通知書が郵送されますので、ご確認ください。

Q 引っ越しました。名前がかわりました。

A 住民登録地の区役所窓口へお越しくください。マイナンバーカードの券面事項の変更などを行います。住民基本台帳事務用暗証番号（数字 4 桁）が必要です。
署名用電子証明書：失効しますので、再発行が必要です。
利用者証明用電子証明書：失効しません。

○ 人権やプライバシーを守るために ~住民票の写しなどの適正利用を~

大阪市では、第三者からの請求により住民票の写しなどの証明書を交付したことをお知らせする **本人通知制度** を実施しています。

くわしくは、お住いの区役所へお問い合わせいただくか、
大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 本人通知制度 検索



紛失・盗難などによる一時利用停止

● マイナンバー総合フリーダイヤル (無料) **0120-95-0178**

● 個人番号カードコールセンター (有料)

0570-783-578 または **050-3818-1250**

24時間365日受け付けています。直ちに連絡してください。

再交付を希望する場合は、警察署へ遺失物届等が必要となります。

お問い合わせ先

J-LIS (地方公共団体情報システム機構)

マイナンバー お問い合わせ



URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>

区名	担当名	住所	電話番号
北区	戸籍登録課(登録担当)	〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号	06-6313-9963
都島区	窓口サービス課(住民情報)	〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号	06-6882-9963
福島区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号	06-6464-9910
此花区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号	06-6466-9965
中央区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号	06-6267-9965
西区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号	06-6532-9963
港区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号	06-6576-9963
大正区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号	06-4394-9965
天王寺区	窓口サービス課(住民登録・総合受付グループ)	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9967
浪速区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号	06-6647-9963
西淀川区	窓口サービス課(住民情報グループ [住民登録チーム])	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6478-9905
淀川区	窓口サービス課(住民登録担当)	〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	06-6308-9963
東淀川区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号	06-4809-9828
東成区	窓口サービス課(住民情報・住民登録)	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号	06-6977-9963
生野区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号	06-6715-9963
旭区	窓口サービス課(住民登録)	〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9964
城東区	窓口サービス課(住民情報グループ)	〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号	06-6930-9963
鶴見区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号	06-6915-9963
阿倍野区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号	06-6622-9963
住之江区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号	06-6682-9963
住吉区	住民情報課	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号	06-6694-9965
東住吉区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9833
平野区	住民情報課(住民登録グループ)	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号	06-4302-9963
西成区	窓口サービス課(住民登録グループ)	〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号	06-6659-9963